

# 法定無線設備の見直し

## 対象船舶

▶ 以下のいずれかに該当する船舶

① 法定無線設備として携帯電話を積み付けている、限定沿海を航行する旅客船

② 法定無線設備の積み付け義務のない旅客を搭載して事業に使用される船舶 〔「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）〕

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)	-			-		
平水（上記を除く）	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*			業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		
2時間限定沿海	【許可船】業務用無線、衛星電話又は携帯電話			業務用無線又は衛星電話		
	【許可船以外】業務用無線、衛星電話又は携帯電話					
沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話		
全沿海	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話	業務用無線又は衛星電話	

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

  : 対象船舶（R4.10.28公布の告示で措置済み）

  : 対象船舶

## 適用日

- ①旅客船:許可船 **令和4年11月1日(措置済)**  
許可船以外 **令和6年4月1日**\*1
- ②旅客船以外の事業船\*2: **令和7年4月1日予定**\*1
- ③遊漁船\*3: **パブリックコメント等を受けて検討中**

※1 現存船は適用日以降の最初の**定期的検査**までの**経過措置あり(P4参照)**

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶  
(小型兼用船を含む)

## 適用関係

- ①旅客船:  
法定無線設備から携帯電話を除外
- ②旅客船以外の事業船:  
無線設備の積付けを義務化

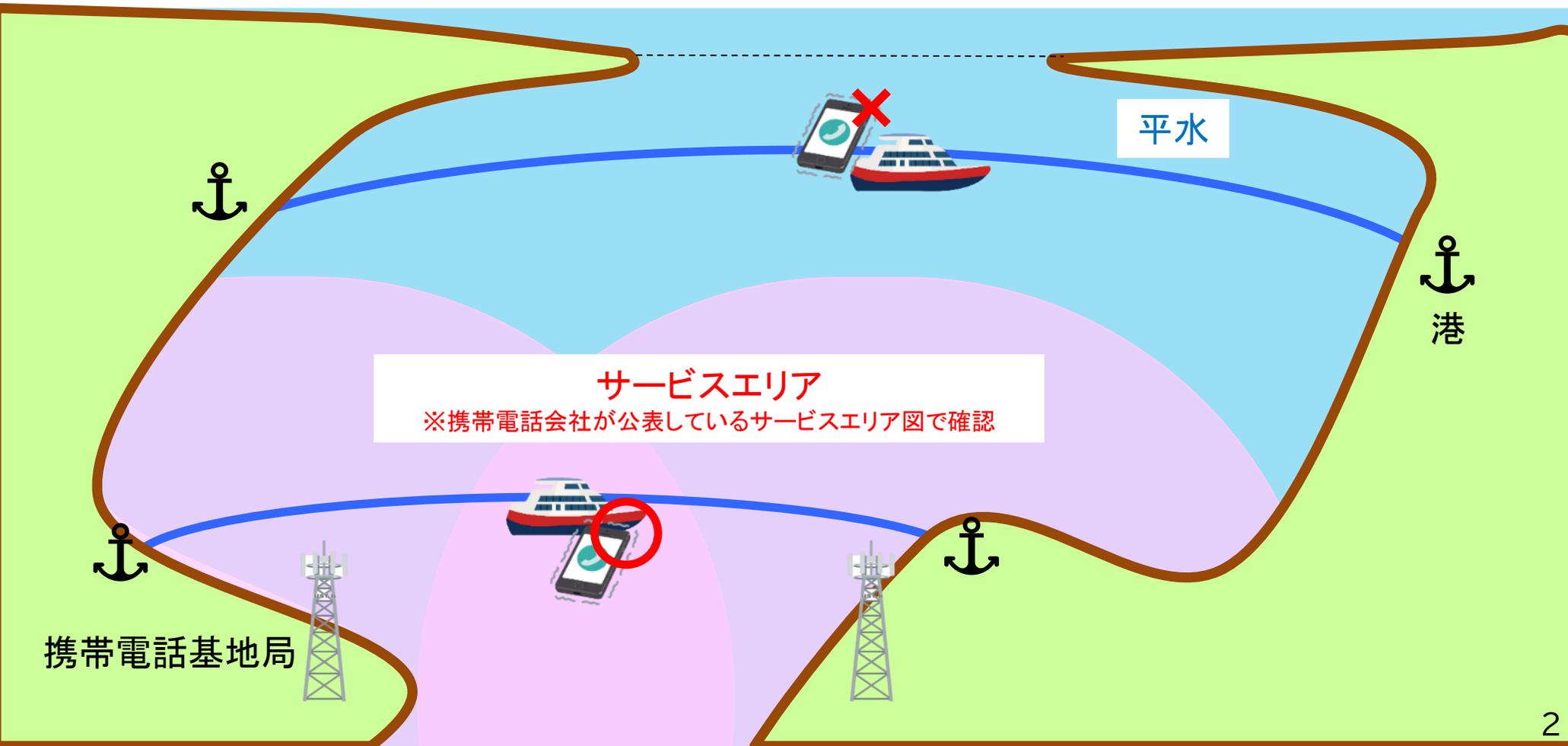
※ 法定無線設備に加えて、携帯電話を船内へ持ち込み、使用することは可能。

## 対象設備

○ **P4参照**

## 平水区域(無線設備)

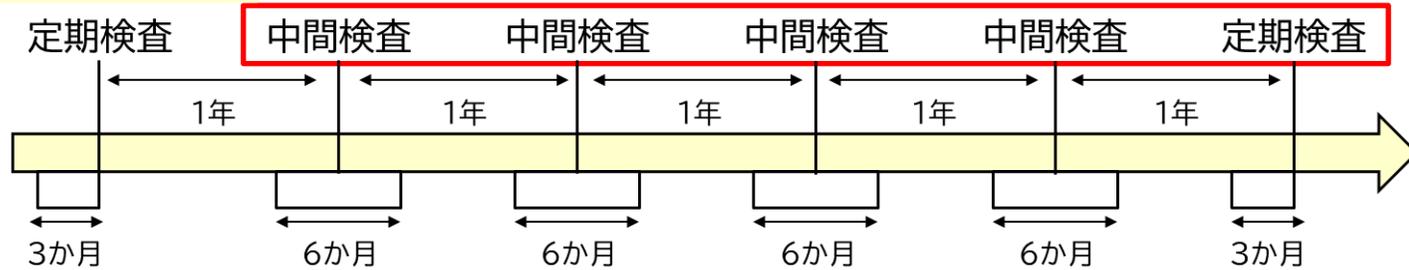
平水区域を航行する船舶については、  
航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限り、携帯電話を法定設備にできる



現存船については、  
適用日以降の最初の定期的検査までに携帯電話以外の法定無線設備を積付け

最初に迎える中間検査 or 定期検査の期限まで

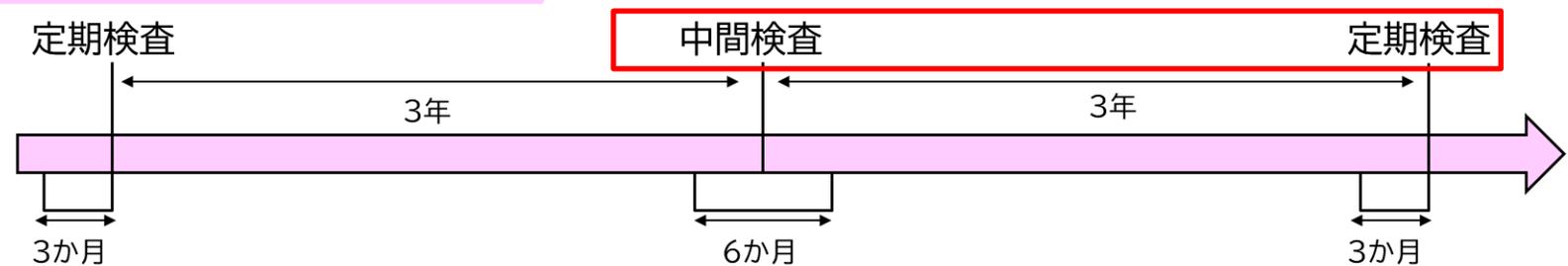
□ ①旅客船(5トン以上)



□ ①旅客船(5トン未満)及び②旅客船以外の事業船(20トン以上)



□ ②旅客船以外の事業船(20トン未満)



# 法定無線設備の例

## VHF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

## MF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

## N-STAR電話



出典：株式会社NTTドコモHP

## インマルサット衛星電話



出典：古野電気株式会社HP

## 衛星携帯電話



出典：KDDI株式会社HP

## 携帯電話



- ◆ 携帯電話を法定の無線設備から除外（携帯電話のサービスエリア内の平水を除く。）  
※ただし、携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。
- ◆ 業務用無線設備（VHF無線電話、MF無線電話等）を法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要